第５回臨時会

個人負担 １０００円で決定

新型インフルエンザワクチンの接種助成

10月29日、「損害賠償の額を定めること」を含む４議案が提案され、すべて可決しました。

スクールバス交通事故の和解

損害賠償の額を定めること

●提案理由

平成20年３月７日に発生した交通事故の和解及び損害を賠償するため

□質疑　吉野一夫議員

治療通院、休業補償、慰謝料といった損害賠償額とスクールバスの修理費用は。

■答弁　教育次長

損害賠償額の主な内訳は、治療費72万、休業補償11万、慰謝料36万円となっている。スクールバスの修理に要した金額は１６７万円となっている。

□質疑　村上満議員

スクールバスを運転する業者への処分や注意を行っているのか。

■答弁　総務課長

委託業者へ厳重注意を行っている。

□質疑　森雄一議員

示談後の後遺障害による見解は。

■答弁　総務課長

将来にわたって後遺症が発生した場合、医師の証明を第三者機関に提出し、自賠責の認定や治療費の支払いを行うことを条文に盛り込んでいる。

□質疑　佐藤一男議員

第三の機関とはなにか。

■答弁　総務課長

自賠責で認定する機関である。

全員賛成で可決

南蔵王大橋耐震補強工事変更契約

●提案理由

橋梁の工事内容、迂回路に伴う安全対策に変更ができたため

１　変更額
　１８３万５４００円の増
２　変更後の額
　５千１２９万４００円
３　契約の相手方
　ショーボンド建設株式会社東北支店

□質疑　佐藤一男議員

変更額の内訳は。迂回路となる県道は道幅が狭く、待避所が少ないが対策があるのか。

▲完成した南蔵王大橋

■答弁　建設課長

変更額の主なものは、通行止めによる迂回路の看板、誘導員の経費で51万円。全体で１２７万の直接工事となる。このほか諸経費を含め変更するものである。

県道の狭い所には誘導員を配置する。また、県では待避所の草刈りや外側線を設置して対処する。

□質疑　森雄一議員

スクールバスの対応は。

■答弁　建設課長

朝の便は走行できるよう通行止めの時間帯を設定している。午後の便は小さいバスで運行する。

全員賛成で可決

一般会計補正予算

５５０万円を追加し、２３億３０１０万円に。

◇主な内容

・歳入（財源）

新型インフルエンザ関連事業補助金　２１０万円
スクールバス売払収入　１８９万円
町有自動車事故共済金　１３９万円

・歳出（使いみち）

新型インフルエンザ予防接種助成金　４３２万円
油圧ショベル修繕　88万円
定住促進住宅修繕　48万円
共同調理場修繕　74万円
賠償金　51万円

□質疑　村上満議員

インフルエンザ予防接種の実施方法と時期は。

■答弁　保健福祉課長

接種回数の判断は、国の指示でもって対応する。接種対象者には順番があり、第一位として妊婦、次いで基礎疾患を有する人。それから子供、高齢者へと段階的に対応する。

接種時期は、11月中旬から基礎疾患を有する人から始まり、12月では1歳から小学３年生、その後は1月からとなっている。

□質疑　佐藤一男議員

新型インフルエンザ予防接種代を全額助成できないか。

■答弁　保健福祉課長

季節性インフルエンザに準じて金額（１０００円）を設定した。今回の接種対象者は限定されており、応分の負担は当然であると判断している。

□質疑　梅津政志議員

マスクの購入や配布は。

■答弁　保健福祉課長

マスクのほかに消毒薬といった対策用品を購入する。診療所で新型インフルエンザと診断された場合、必要に応じてマスクの配布あるいは、その予防策を指導していく。

□質疑　高橋茂美議員

予防接種の優先順位では、受験生を早める対策はないのか。

■答弁　保健福祉課長

国の方針に基づいて行うだけである。中学・高校生の接種時期が1月中旬頃となっているので、季節性インフルエンザの予防接種を進める。

□質疑　佐藤一男議員

定住促進住宅の修繕内容は。

■答弁　建設課長

瀬見原2号棟の入居者退去に伴い、経年化した箇所を修繕するもの。

□質疑　武藏重幸議員

15年以上経っている町営住宅のクロス張替えなどの環境整備の考えは。

■答弁　建設課長

退去した場合のみ対応する。

□質疑　森雄一議員

小学校のフェンス破損の原因は。修繕はこれまで行っているのか。

■答弁　教育次長

ネットフェンスの基礎が風化により痛んでおり、基礎部分を補修、補強し傾きを修正する工事を行う。今回初めての修繕となる。

全員賛成で可決

国民健康保険特別会計補正予算

３９３万円を追加し、総額９６９４万円に。

◇主な内容（直診勘定）

・歳入（財源）

新型インフルエンザ予防接種諸検査料　３９３万円

・歳出（使いみち）

医薬品　１７６万円
衛生材料　50万円

全員賛成で可決

第６回臨時会

人事院勧告に基づく職員のボーナス・給与を削減

11月25日、「町長の諸給与条例の一部改正」を含む４議案が提案され、すべて可決しました。

町長及び副町長の諸給与条例の改正

●提案理由

給与月額及び期末手当の支給月数を改正するため

□質疑　佐藤一男議員

報酬審議会の内容は。

■答弁　総務課長

諮問された内容を是とした答申をいただいている。

全員賛成で可決

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正

●提案理由

給料月額を改正するため

全員賛成で可決

職員の給与に関する条例の改正

●提案理由

国家公務員に準じて職員の給料月額、期末、勤勉手当の改正及び自宅に係る住居手当を廃止するため

□質疑　村上満議員

減額となる金額は。

■答弁　総務課長

全員で約４３５万円となる。１人平均で７万５千円となる。

全員賛成で可決

庁舎・開発センター耐震補強及び改修工事請負契約の締結

●提案理由

地震時における建物の倒壊防止並びに安全性の確保を図るため

１　契約の方法
　指名競争入札
２　契約金額
　１億３１２５万円
３　契約の相手方
　株式会社　平間組

賛成８　反対１で可決